

令和7年第2回江北町議会（定例会）会議録						
招集年月日	令和7年3月4日					
招集場所	江北町議場					
開散会日時及び宣言	開会 散会	令和7年3月4日 午前9時00分 令和7年3月4日 午前10時01分			議長 井上 敏文	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	酒井 明子	○	6	土 渕 茂 勝	○
	2	古 賀 里 美	○	7	池 田 和 幸	○
	3	田 村 康	○	8	西 原 好 文	○
	4	江 頭 義 彦	○	9	田 中 宏 之	○
	5	三 苫 紀美子	○	10	井 上 敏 文	○
会議録署名議員	2番	古賀里美	5番	三苫紀美子	6番	土渕茂勝
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地域振興課長	宮 本 大 樹	○
	副 町 長	山 下 宗 人	○	基盤整備課長	武 富 和 隆	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長兼 学校づくり推進室長	本 村 健 一 郎	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	国スポ推進室長	坂 元 弘 睦	○
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二				
	書 記	百 武 久美子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

## ▽令和7年3月4日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第2号 江北町手話言語条例
- 日程第4 議案第3号 江北町情報コミュニケーション条例
- 日程第5 議案第4号 江北町手話言語条例及び江北町情報コミュニケーション条例の  
制定に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第6 議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関  
する条例
- 日程第7 議案第6号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 江北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の  
一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第10 議案第9号 江北町個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条  
例
- 日程第12 議案第11号 白木パノラマ孔園の設置及び管理に関する条例の一部を改正す  
る条例
- 日程第13 議案第12号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について
- 日程第15 議案第14号 江北町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 日程第16 議案第15号 令和6年度江北町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第16号 令和6年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補  
正予算（第2号）
- 日程第18 議案第17号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第19 議案第18号 令和6年度江北町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第19号 令和7年度江北町一般会計予算
- 日程第21 議案第20号 令和7年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 令和7年度江北町下水道事業会計予算

---

## 午前9時 開会

### ○井上敏文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第2回江北町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

本日は定例会でありますので、議長からの諸般の報告及び町長からの行政の重点事項についての報告があります。

また、教育長のほうからも教育課題解決に向けた方針についての報告があります。

まず、私のほうから主なものを報告いたします。

議会の諸般の報告をお聞きください。

2月17日10時30分から佐賀市のグランデはがくれにおいて、第78回佐賀県町村議会議長会定期総会が開催され、全国町村会議長会の自治功労者特別表彰の伝達があり、基山町の重松会長職務代理者から大町町会議長の諸石重信氏と江北町会議長の私、井上にその賞状が手渡されました。

議案としては、令和5年度決算の認定、令和7年度基本方針及び事業計画・予算方針（案）令和7年度歳入歳出予算（案）を審議し、全議案とも全員賛成で可決と決しました。

また、2月21日16時から杵藤広域圏組合議場において、杵藤地区広域市町村圏組合議会2月定例会が開催されました。この日程の中で、杵藤広域圏組合議長の選出について、前任議長であった白石町、片渕栄二郎氏の任期が2月5日で満了することから、地方自治法の規定に基づき議長の選挙が行われました。選挙の方法については指名推選によることが決定され、選考委員会を経た後、江北町会議長の私、井上を指名推選するとの報告があり、議長の当選人と決定いたしました。

また、副議長については前任者が私であったため空席となり、これについても選考委員会での指名推選により嬉野市議会議長の口浩一氏が副議長の当選人と決定されました。

議事の内容につきましては、一部事務組合の報告の中で、お手元に配付しております杵藤地区広域市町村圏組合議会2月定例会の報告書を参照していただきたいと思っております。

次に、一部事務組合の議会が開催されております。内容につきましては、皆様方に配付しております報告書のとおりであります。

なお、詳しい内容が知りたい方は、議員控室に資料を置いておりますので、御覧ください。  
以上で私のほうから諸般の報告を終わります。

続きまして、町長からの報告を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。令和7年3月定例会の開会に際しまして、町政の運営状況について御報告を申し上げますが、冒頭ではありますけれども、ここから拝見をしております光景は今までの議会の光景とは違っておまして、それぞれの議員の皆さん方の机上には大型のタブレットが立てられております。今議会から町議会ではタブレットを活用して省資源化、また、効率化ということで取り組んでいただくことに心から敬意を表したいというふうに思っております。新しい時代の議会の在り方の一つを象徴するものではないかというふうに思っております。

それともう一つ、去る3月2日でありますけれども、前副議長淵上正昭氏の叙勲の祝賀会が開催されました。

今回の祝賀会は町議会の議員有志の皆さん方が中心となって発起をいただき、また、準備、当日の運営まで関わっていただきました。心からお礼を申し上げたいと思っております。

改めて、このたびの淵上正昭氏の叙勲につきまして心からお祝いを申し上げますとともに、今回祝賀会の労を取っていただいた皆さん方にもお礼を申し上げたいと思っております。

それと、さらに申し上げますと、今日は3月4日ですけれども、今日とあした、実は県立高校の入学試験が行われます。折から雨が降っておりますもんですから交通関係で支障がなければいいなというふうに思っておりますし、ぜひこれまで準備をしてきた実力を遺憾なくそれぞれの子供たちが発揮してくれることを心から望みたいと思っております。

それでは、早速ですけれども、本題に入りたいと思っております。

私ごとですけれども、3月1日がちょうど任期の初めということになりますので、昨年の

3月1日が3期目のスタートということで、1年が経過をいたしました。よく「1月は行く、2月は逃げる、3月は去る」というふうはこの時期のことを言いますけれども、私自身はそれに加えて、「1年目は行く、2年目は逃げる、3年目は去る」というふうにあつという間の4年間であるというふうに思っております、実際いつの間にかといひましようか、1年が経過したところでありますけれども、今回3期目に挑戦するに当たりまして、私自身、新しい時代にふさわしい江北町づくりの道筋をつけたいということをこの議会の中でも、その動機を申し上げましたし、就任の際には、具体的に新しい時代のやはり新しい仕組みづくりをやっていく必要があるということを申し上げたところであります。

この1年間、そうした目標に向けてその具体化、実現のための検討、準備を行ってきたところでありますけれども、その幾つかについては令和7年度、新年度から早速実施の運びとなりました。例えば、プラスチックごみの再製品化でありますとか、また、指定避難所の空調設備の整備でありますとか、また、事前落水で活用いたしますゲートの電動化でありますとか、さらには、ため池などの維持管理のために活用するラジコン草刈り機の導入などがあります。この間、議会の皆様方とも議論をさせていただきまして、議会とともに、本日こうして3月議会で関連の予算を提案させていただくということになったわけであります。

また、直接予算ということだけではなくて、今回、特に手話言語条例、また、いわゆる情報コミュニケーション条例の提案をさせていただくことになっております。こうした条例自体は全国や県内にも既に事例がありますけれども、コピーをすれば焼き直しといひましようか、条例そのものの案というものはできるわけですけれども、やはり仏作って魂入れずと、こういうことにならないために、江北町ではその素案の作成には力を注いで作業を進めてきたところであります。学識者や、また、当事者の皆様方に参画をいただいて検討委員会を設置しまして、今回の条例案について練っていただいて、それを基に江北町の条例案を今回策定させていただいたところであります。

また、予算につきましても単純に条例をつくるというだけではなくて、これを皮切りに様々な取組を行うために、例えば、普及員の配置などの経費も当初予算に盛り込まさせていただきます。

2月8日の日に予定をしておりました手話フェスにつきましては、雪の影響で延期を余儀なくされましたけれども、条例制定の暁には新年度改めて開催をさせていただき、言ってみれば令和7年度を江北町の手話元年といひましようか、情報コミュニケーション元年として、

町民の皆様を含めて様々な取組を行っていききたいというふうに思いますが、改めて今回の草案の作成に御尽力をいただいた委員の皆さん方をはじめ、関係者の皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

それともう一つ、新しい時代の新しい仕組みづくりということで、忘れてならないのはやはり教育の仕組みづくりであるというふうに思っております。

3期目の公約の中にも義務教育学校への移行ということを明言しておりまして、私自身は今でもやはり新しい時代の新しい義務教育は義務教育学校であろうというふうに確信を持っております。

ただ、それに向かって取り組む前にまず現状を鑑みますと、言ってみれば他市町ではできているようなことができていなかったり、また、取組が足りていなかったり、また、思うような成果を生んでいないということが分かりましたものですから、まずはここは立ち止まって、しっかりその現状を解決することを優先すべきだという考えに至ったわけでありまして、現下の様々な課題解決のための取組について、これまでまさに教育委員会、また、教育委員の皆さん方と膝詰めで現状を分析し、また、方針を決め、そして具体的な対策を立案し、目標の設定まで何とか行うことができました。

具体的には、この後の教育長の所信表明に譲りたいというふうに思っておりますけれども、これまでこうした成案を得るために御尽力いただいた関係者の皆様方に感謝を申し上げますとともに、やはりこれから実行の段階に移して大事なものは具体的な進行管理と、また、効果測定だというふうに思っております。

新年度からいよいよ実施ということになりますけれども、その後においても執行部、町長部局としても総合教育会議などの場を出してしっかりコミットをしていきたいというふうに思っております。

ここまでは令和7年度に具体的な実施に移すものについて御報告をいたしましたけれども、新しい時代の新しい仕組みづくりというものという観点でいけば、まだまだ今の時点では検討、準備中のものも多くありまして、新年度以降、これらについても一日も早い具体化を図っていく必要があると思います。

まず、1つは地域交通の在り方であります。

地域交通の在り方については、本議会でも様々なやり取りをさせていただきましたけれども、その一つの打開策の案として、町営タクシーということを持ち上げさせていただきました。

て、私どもとしてはやはり新しい時代の江北町にふさわしい地域交通の仕組みであるというふうな位置づけをして、現在検討を進めておりますけれども、令和7年度はいよいよ実現に向けて様々な準備を行うことが本格化するものだというふうに思います。

特に、1月4日の佐賀新聞に大きく取り上げられましたけれども、恐らくこれは我々江北町だけではなくて多くの市町が抱えている問題でありながらなかなか打つ手がないという状況の中で、江北町で現在検討している町営タクシーというものについて関心が大変集まったがゆえというふうに思っておりますし、そのみならず町内の皆様方からも大変大きな期待をいただいているところであります。何せ初めての取組であるものですから、江北町でこれを切り開くにあたっては、その仕組みづくりにあたっては解決すべき課題やクリアすべきことも大変多くございますけれども、ぜひ議会の皆様方と一緒に、また関係者ともしっかりと連携、協議をしながら実現に向けて進めていきたいというふうに思っております。

また、地域交通の観点でいきますと、もう一つは路線バスの補助の在り方についても本議会でも何度となく御質問をいただきました。年間約1,500万円ほど、いわゆる生活交通路線というものについて沿線の自治体と協調して補助をしておるわけですが、やはりこうしたものについても、その効果測定であるとかということについてもきちんと検証する必要があると思います。これまではどちらかというところほかの市町と協調してやっているからということが見直しをしない理由のようになっておりましたけれども、今の現状をやっぱり放置せず、しっかりと沿線市町とも協議をしていきたいというふうに思いますし、今回、先ほど御紹介したような記事もそれに一石を投じたのではないかとこのように思っております。

そういう意味では、今回の令和7年度の当初予算に計上したものだけではなくて、実は計上しなかったものと、計上しなかった意味というのも大きいかとこのように思っております。

先ほど御紹介をしましたバス路線の補助金につきましては、例年、当初予算で計上し、議会に承認をいただいたわけですが、実は事務的なスケジュールでいきますと、12月の補正予算で、実はぎりぎり間に合うということが改めて分かりましたので、今回はあえて当初予算には、先ほど御紹介した予算は計上せず、これから12月までの間に町議会の皆さん方としっかりと議論し、また、沿線の市町とも協議を重ねて最終的な決断をしたいと、結論を出したいというふうに思っておりますので、ぜひ議会の皆様方におかれましても引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、もう一つは施設の在り方についてであります。

今回も一般質問で御質問をいただいておりますけれども、特に学校施設、また、社会教育施設の在り方については待ったなしの状況であるというふうに思っております。

先ほど御紹介した教育の取組の中でも、この一つについてはほかのものほどやはりまだ具体的な成案を得られていないという現状でありますけれども、今申し上げましたように、もう後には引けないという状況だというふうに思っております。今年度の第1四半期で具体的な計画を順番立てをしっかりと、そして、順次取組を進めてまいりたいというふうに思いますし、年度途中であります、また、補正予算等も御相談しながら早期の着手を目指したいというふうに思います。

それと、最後にしますけれども、もう一つ、新しい時代の新しい仕組みづくりということになりますと、これについては、今回予算でありますとか条例案という形では提案しておりませんが、私としては大変大きな課題だというふうに思っておりますが、役場の仕組みづくりだというふうに思っております。

この議会の中でも御質問いただいたり、皆さんも報道等で御存じのとおり、大変価値観の多様化などが進んで、労働市場といえましょうか、雇用環境というのが流動化をしているのは御存じのとおりでありますし、例えば、入社3年以内に3分の1が辞めるとか、役職がついて偉くなると退職してしまうとか、なかなか私の年代では理解しがたいような、そうした時代の変化というものが起きているのではないかとこのように思いますけれども、最近の若いもんはということではなくて、まさにこれからの時代を担っていく人々なわけですから、やはりその考え方、またはニーズに合った形に、さらに言うなら大変複雑、多様化する町民の皆さんのニーズに応えるためにも、役場の仕組みを改めるということが大事なのではないかというふうに思っております。

先ほど御紹介したような、そういう労働環境の流動化というのは、我々、公務部門にも既に押し寄せているというふうに思っております。実はこの3月末で江北町役場を去る職員もおりますし、ほかの市町の状況を聞いておりますと、実は年明け1月に職員の採用試験をした自治体が多くあります。ということはどういうことかという、恐らくそういう自治体でも例外に漏れず早期退職などによって職員の補充を年度末ぎりぎりになってやっぱり迫られるということであるというふうに思いますので、これは江北町に限ったことではなくて、公務部門を含めた我が国の労働環境そのものが大変流動化しているんじゃないかというふうに思っております。

そういう中で、例えば、先ほど言ったように偉くなりたくないとか、また、極力仕事に割く時間や労力は減らしたいとか、そういうものが、実は考え方が結構浸透しているということだというふうに思いますので、そうした時代の流れをしっかりと捉えた優秀な人材を確保するための採用の在り方であるとか、また、そうしたいろんな働き方のニーズに合った人事制度に変えるとか、また、町民のニーズにきちんと応える形での組織に改めるであるとか、こうしたことが大変急務であろうというふうに思っておりますし、早速、新年度からはそうした見直しに着手したいというふうに思いますし、ぜひ1年かけずに年度途中でもそうしたもののについては、また、議会にも報告をしながら改めていきたいというふうに思っております。

昨年はですね、例えば、全国住み心地ランキング県内初登場2位であるとか、また、合計特殊出生率、県内1位、全国48位など、大変うれしいニュースも飛び込んできたところでもありますけれども、何か一つのことをやればこうした結果を生むということではなくて、町の様々な取組の総体として、こうしたものが結果につながるのではないかというふうに思います。

そういう意味では、まだまだ新しい時代の新しい仕組みづくりのためにはなすべきことは多いというふうに思っておりますし、引き続き私自身も町の発展のために尽力をしていきたいというふうに思っておりますし、ぜひ議会の皆様方と充実した議論を重ねて、そうした町の発展に資する取組を進めていきたいというふうに思っておりますので、令和7年3月定例会の開会に際しましての私の所信とさせていただきます。

本議会もどうぞよろしくお願いいたします。

#### ○井上敏文議長

町長からの報告が終わりました。

続きまして、教育長からの報告を求めます。吉田教育長。

#### ○教育長（吉田 功）

おはようございます。教育課題解決に向けた方針について御報告をさせていただきます。

令和6年度9月議会において江北町における教育課題の現状と課題に向けた教育委員会としての所信表明を行い、義務教育学校化の検討を進めていく前に、最も身近で大切な課題を置き去りにしている問題意識に気づかされ、教育課題解決に向けた取組をすることとしました。

これまで教育課題解決に向け、教育委員会や総合教育会議などを通して町長部局とも検討

を重ねてまいりました。総合教育会議は6月27日を皮切りに全9回開催してきました。

本日は、教育課題解決に向けた今後の方針について所信表明を行います。

まず、1点目です。

教育課題1、学力向上について。

町内の小・中学校の学力については、全国調査、県調査の結果から、県平均を超えている教科が少ないという課題があります。様々な要因がある中で、特に学校以外の家庭学習時間が確保できていないことがあります。

学力向上のためには家庭での学習習慣を確立する必要があると考えました。

関係者からのヒアリングでは、全教科にわたって総花的に取り組んでもなかなか成果に結びつかないのではないかという御意見や、学習時間よりも児童・生徒が意欲的に取り組むことで、学習の質の向上を目指すべきといった御意見もありました。

こうしたことから、令和7年度からは英語検定を一つのツールとして学習意欲を高め、自ら学習に取り組む習慣を身につけさせたいと考えています。

具体的には、中学生全員に自分が希望する英検の級を無料で受検させる、英語に関心が出始める小学校6年生の希望者も対象とします。佐賀県でも新年度英検受検の試行が3市町、唐津市、嬉野市、基山町を対象に開始されると伺っていますが、江北町は独自に3年から4年継続して自らの理解度に基づいて希望する級にステップアップしながらチャレンジする仕組みであり、児童・生徒の学習意欲喚起に必ずつながるものと思います。

こうした取組が英語以外の学習意欲にもつながり、全体の学力を押し上げていくものと期待しているところです。

次、2点目です。

教育課題2、部活動地域移行（地域展開）について。

部活動の地域展開については、地域の関係者を全て集めて意見を聞いて、合意をもって取り組むことが理想ですが、競技ごとに事情が異なることからかえって調整に時間がかかることが考えられます。今後、議論している間に中学校の部活動が廃止されて生徒が選択できる部活動が少なくなるなどの弊害も出てきます。

こうしたことから、部活動の地域展開については、江北町では拠点校方式の合同部活動と認定地域クラブへの移行の2本の方針で進めることとしました。

拠点校方式の合同部活動については大町町との連携に取り組みます。既に合意し、4月か

ら江北中学校と大町ひじり学園（後期課程）で活動していくこととなっているものもあります。また、大町町教育委員会に対して、江北中学校に設置されていない部への希望者があれば受入れを検討いただくよう協議を始めているものもあります。教育委員会としては、希望者の生徒、保護者の意見を踏まえ、合同部活動の推進を通して中学生が希望する競技、種目が選択できるよう部活動の選択肢を確保していきます。

一方、地域クラブへの移行については、現在関係者からの聞き取りを行っているところですが、町内には地域展開に向けて前向きに協力したいという指導者もおられて、地域展開の進捗状況に関して強い関心を持たれている現状です。

現在、聞き取りの中で出てきた課題を整理しているところですが、ただ、展開を進めるに当たっては希望されているから何でもよいということではなく、早めに認定基準を定めて地域展開していくことになると考えています。

例えば、幾つかのプランを御紹介すると、小学生の社会体育を母体としたチームを地域クラブに認定して活動を中学生まで広げてもらうタイプ、次に、現在中学校にある部活動を平日はそのまま、休日の練習を地域クラブで担当してもらうタイプなどが考えられます。

いずれにしても、複数の指導者の確保、練習会場の確保、活動資金など、様々な課題を解決しながら受皿となる地域クラブ認定要件の検討をはじめ、地域クラブへの展開を支援してまいりたいと考えています。

続いて、3点目です。

教育課題3、教育支援センターについて。

不登校児童・生徒の支援については、中学校に別室ビッキールームはありましたが、これまで校外の教育支援センターはありませんでした。そこで、4月から郷土資料館を利用して教育支援センターを立ち上げることにしました。

教育支援センターでは、指導員2名を配置し、学校に登校できない不登校児童・生徒の学習支援や体験活動に取り組みたいと考えています。

また、不登校児童・生徒の本人、保護者からの相談業務も行い、不安解消に努めていきたいと考えています。なお、家庭にひきこもりがちな児童・生徒に対しては必要に応じて家庭訪問を行い、アウトリーチと呼ばれる訪問支援も行う予定としています。現在、4月1日からの体験入所の受入れに向けて広報をはじめ、準備作業に取り組んでいるところです。

最後に、教育課題4、教育施設の老朽化について。

施設老朽化については、まずは学校生活などの支障が出ないように安全管理に努め、計画的に修繕、改修に取り組むこととしています。

新年度は第1四半期で専門業者に調査委託を行い、修繕、改修の優先順位を定め、第2四半期から順次改修を進めたいと考えております。

これらの方針につきましては、令和7年度の当初予算に関わるもの、また、今後補正をお願いするものが出てまいります。よろしくお願いいたします。所信表明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○井上敏文議長

以上、報告が終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

#### ○井上敏文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、2番古賀里美議員、5番三苦紀美子議員、6番土淵茂勝議員を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定について

#### ○井上敏文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月14日までの11日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしております案のとおりであります。

#### 日程第3～第24 議案第2号～議案第23号

#### ○井上敏文議長

日程第3. 議案第2号から日程第24. 議案第23号までを一括して上程いたします。

議案を朗読させます。大島局長。

#### ○議会事務局長（大島浩二）

(朗読省略)

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、本議会に提案いたしました議案について提案理由を御説明申し上げます。

まずは、議案第2号 江北町手話言語条例であります。

手話は音声言語の日本語とは異なる語彙と文法を持つ独自の言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現をする言語であります。

障害者の権利に関する条約や、障害者基本法において手話が言語として位置づけられ、聾者や手話を必要とする人があらゆる場面で自由に手話を使える社会となるよう取り組むことが求められております。

本町でも手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と手話の普及をもって全ての町民が互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指し、本条例を制定するものであります。

併せて、議案第3号 江北町情報コミュニケーション条例についてであります。

障がいのある人はその障がいの特性により、音声や文字により情報を取得することや、自身の意思や感情を他者に伝えることができないなど、情報を十分に取得することや、他者とのコミュニケーションを行うことが困難な場合があり、生活のしづらさを経験されております。

本町は、このような認識を共有し、障がいの特性に応じた情報の取得、また、コミュニケーション手段等について利用しやすい環境を整備することによって、全ての町民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、本条例を制定するものであります。

さらに、議案第4号であります。江北町手話言語条例及び江北町情報コミュニケーション条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例であります。

先ほど御説明をいたしました江北町手話言語条例、また、江北町情報コミュニケーション条例については、その条文中、「障害」の表記について、「障」は漢字、「がい」は平仮名の表記をとっております。

これは漢字の「害」が持つ負のイメージや、この漢字を使用することについての差別感や、不快感を持つ方々の心情に配慮するとともに、障がいのあるなしにかかわらず、全ての町民

が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を推進していこうとの考えによるものであります。

本条例は、先の2つの条例の制定に合わせまして本町がこれまで制定した条例についても同じ考えで可能な限り、「障害」の「害」の字を平仮名表記に改めるものであります。

先ほど、議会の冒頭でも御紹介しました検討委員会の中では、実は「障がい」の「がい」を平仮名とするのはもちろんでありますけれども、「障がい」の「障」の字もこの際、平仮名として「しょうがい」と平仮名での表記をとったらどうかという実は御意見もありましたし、既にそういう動きは必ずしも、こういう法令といいましょうか、表記にはまだ至っておりませんが、これから広がりつつあるということでありましたが、現時点において条例の表記としてはまだそうした事例が見当たらないものですから、今回は「障がい」の「がい」だけ平仮名ということで表記をさせていただくことになりました。

ただ、これからの恐らくいろんな状況の変化の中で、我々の江北町の条例についても「しょうがい」と平仮名で、また改める多分時期が来るのではないかというふうに思っております。

また、さらに言いますと、先ほどの第2号と第3号の議案に加えて第4号の議案を今回提案できるということが大変大きなことだと思います。

というのも、手話言語条例、情報コミュニケーション条例だけの「障害」の表記を改めるということではなくて、やはり基本的な江北町の考え方として、これまで制定をした条例についても可能な限り、我々ででき得る限り表記を統一したほうがいいのではないかということで、今回、第4号議案の条例も合わせて提案をさせていただくということでありまして。

次に、議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例です。

刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることにより、懲役及び禁錮が拘禁刑として単一化されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第6号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例であります。

令和6年10月17日の佐賀県人事委員会勧告において給与制度の拡充についての勧告が行われたことを踏まえ、本町職員について社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うため、本条例の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、現行の給料表を職務や職責を重視した給料表に見直すもの及び配偶者

に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を引き上げる等の改正を行うものであります。

議会の冒頭で新しい時代の新しい役場づくりということを申し上げましたけれども、こういう給与関係といいたいまいしょうか、処遇の面では既にそうしたものが始まっているという認識をしておるところであります。

次に、議案第7号 江北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

消防団員の処遇改善を図ることを目的として、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、消防団員の退職報償金の基準となる勤務年数区分について新たに35年以上の区分を追加するものであります。

消防団員の確保ということについては全国的な課題であります。そういう中で、幸い江北町では町民の皆さんの御協力をいただいて必要な団員数は確保ができておりますけれども、それでもどうしてもやはり長期在職化という状況にあります。そういう中で、それに報いる趣旨もありまして、今回、退職報償金の区分に35年以上というものを新たに追加するものであります。

次に、議案第8号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

職員の仕事と生活の両立支援の拡充のための措置として民間労働法制の施行から遅れることなく、子の看護休暇の対象年齢及び取得事由の拡大や、仕事と介護の両立支援制度を使用しやすい勤務環境の整備等を行うため、本条例の改正を行うものであります。

これについては、令和6年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び同年10月17日の佐賀県人事委員会報告において仕事と生活の両立支援の推進が求められているところであります。

次に、議案第9号 江北町個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例であります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでありますが、改正内容はスマートフォンだけでマイナンバーカードと同様に、本人確認ができる仕組みとして新たな定義が追加されたことに伴い、同法を引用する条文に項ずれが生じるための改正であります。

次に、議案第10号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例であります。

現在、我が町では容器包装プラスチックを資源物、また、製品プラスチックは燃えるごみとして回収をしておりますけれども、令和7年4月1日から容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括して資源物として回収し、再びプラスチックの原料として再商品化するための取組を行うこととしておりまして、このために必要な条例の一部改正するものであります。

改正内容としては、家庭から出される指定袋の名称を容器包装プラスチック指定容器からプラスチック指定容器に変更するものであります。従来、御家庭でお使いいただいて、多分、まだ御自宅にお持ちだと思いますけれども、従来の容器包装プラスチック指定容器についても従前同様お使いいただけるということを申し添えたいと思います。

次に、議案第11号 白木パノラマ孔園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

猛暑時における熱中症対策等の一環として、パノラマ孔園コテージに冷暖房設備を設置することといたしました。

私も昨年の夏、コテージに参りましたけれども、大変な暑さですね、幾ら自然を体感するということにも、これでは通常の状態で滞在ということは大変難しかろうということでありましたものですから、今回、冷暖房の設備を設置させていただきたいと思っております。それに合わせて使用料を利用者からいただくために本条例の改正を行うものであります。

次に、議案第12号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

栄養士法が改正され、令和7年4月1日に施行されることにより、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許を取得せずに管理栄養士国家試験を受けることができるようになることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号 佐賀県市町総合事務組合格約の変更についてであります。

多久小城医療組合の名称が令和7年7月1日付で多久小城医療企業団に変更されること及び名称変更後の多久小城医療企業団を退職手当の支給に関する事務の共同処理に加入させることに伴い、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 江北町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてであります。

マイナンバーカードの電子証明書は5年ごとに更新することとなっており、令和7年度以降、更新対象者が増加することから町民の利便性向上のため、役場窓口に加え、町内の郵便局窓口2か所でも更新手続きができるよう委託を予定しております。

電子証明書の更新事務を委託するときには、あらかじめ委託先の郵便局を指定する必要があるため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

マイナンバーの取得率については、随時議会にも情報共有させていただいておりましたが、直近の報告でいきますと全国9位だそうです。それだけ町内では多くの方にマイナンバーを取得していただいているということでもありますけれども、当然その分、今度は更新がやってくるということで、来年度以降ピークを迎えるものですから、こうした認められた制度を活用して江北町役場だけではなくて、郵便局も更新の手続きが行えるような措置を取るものであります。

次に、議案第15号 令和6年度江北町一般会計補正予算（第6号）であります。

今回の補正額は、7,409万6千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ71億8,465万6千円とするものであります。

主には、国スポなど、各事業の実績見込みによる事務執行経費の減額を計上しており、また、国の補正に伴い、令和7年度分を前倒しして実施する町道東分～下惣線の防災・減災対策工事の費用を計上しております。

そのほか、国の再算定により地方交付税が増額となったことに伴い、基金繰入金等の減額を行い、ふるさと振興基金、減債基金への積立ての費用を計上しております。

歳入予算の主なものとしては、町税744万2千円、地方交付税2億1,355万5千円のいずれも増、基金繰入金については、逆に3億1,225万円の減額となります。

歳出予算については、道路改良事業834万4千円、基金積立金1億6,320万4千円でありま

す。

また、繰越明許費については、国の補正に伴い実施する事業等を含めて2事業を計上し、令和6年度設定の総額が7,184万円となります。

次に、議案第16号 令和6年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正額は、1,231万7千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億8,979万円と

するものであります。

補正予算の主な内容は、工事請負費、委託費等の入札による残額を減額するものであります。

次に、議案第17号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正額は、2,193万5千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ12億8,584万4千円とするものであります。

補正の主な内容は、令和7年度から稼働する国民健康保険の事務処理標準システムの導入経費5,064万3千円のうち、ガバメントクラウド利用料の1,849万9千円を国が負担することとなったことから、佐賀県国民健康保険団体連合会への委託料を減額するものであります。

次に、議案第18号 令和6年度江北町下水道事業会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正額は、収益的収入及び支出を513万7千円減額し、収益的収入総額を6億1,436万6千円、収益的支出総額を6億342万9千円、資本的収入を669万円減額し、資本的収入総額を2億83万9千円、資本的支出を982万円減額し、資本的支出総額を3億8,306万3千円とするものであります。

補正予算の主な内容は、工事請負費、委託費等の入札による残額を減額するものであります。

次に、議案第19号であります。令和7年度江北町一般会計予算について御説明を申し上げます。

町では、これまで頻発する災害や新型コロナの脅威、また、物価高騰を乗り越えながら町制100周年を目指して町民の交流や生活支援など、着実に事業を進めてまいりました。ただ、一方で町民の価値観やニーズの多様化、また、施設の老朽化対策など、町に求められているものはこれまでとは違うものとなっております。

このような時代の変化に対応するため、令和7年度は引き続き新しい時代の新しい仕組みづくりを目指して新たな取組を始めることとしております。

主には、町民の新たな移動手段となる町営タクシーの導入に向けた基盤体制づくり、環境汚染の防止として製品プラスチックのリサイクル、障がいのある方も不自由なく暮らせる環境を整備するための手話言語条例及び情報コミュニケーション条例、また、その制定に伴う取組など、課題の優先順位を厳格に見極め、歳出削減と歳入確保の両面から確固たる財政基

盤を維持しつつ、新たな時代に即した政策の実現に取り組むための予算を編成いたしました。

令和7年度の江北町一般会計予算総額は、前年度に対し5億5,400万円増、8%増となる過去最高の74億5,100万円となっております。

歳入については、町税は、対前年比0.4%減の10億9,659万5千円、地方交付税は5.4%増の20億5,500万円、ふるさと納税は12億円、町債は、過疎債等で3億6,290万円としております。

歳出の主なものは、1つに、住みよい福祉の町づくりのための取組として医療費の無償化に係る経費1億482万円、eスポーツ推進のための事業として221万円。

次に、活力ある産業の町づくりのために新規就農関連の事業として3,016万円、また、農業基盤整備促進事業として2,267万円を計上しております。

3番目に、美しく明るい快適な町、道路改良事業4,792万円、製品プラスチックのリサイクル事業として177万円であります。

また、安全・安心の町づくりのための経費として、指定避難所の空調整備事業2億1,723万円、ゲートの電動化事業140万円。

そして、5番目に、教育の充実のための取組として、教育支援センター設置のための660万円、また、英語学力向上対策事業として167万円となっております。

次に、議案第20号であります。令和7年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算であります。

令和7年度の歳入歳出予算総額は、前年度より2,691万円増額し、1億5,621万3千円となります。

歳出の主なものは、東古川排水施設しゅんせつ工事など、排水機管理費1億2,266万6千円を計上しております。

次に、議案第21号であります。令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計予算であります。

令和7年度の歳入歳出予算総額は、前年度よりも5,409万9千円減少し、11億8,279万5千円となります。

歳入の主なものは、国民健康保険税2億891万2千円、県支出金8億892万9千円、繰入金1億6,377万7千円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費7億6,882万8千円、県へ納める事業費納付金3億1,227万

5千円などであります。

国民健康保険事業運営の安定のため、国保税の収納率向上を図るとともに、医療費抑制のための医療費適正化及び特定健診未受診者対策を図っていきます。

なお、今回、令和7年度での国民健康保険税の改定は予定をいたしておりません。

報道等で御存じのとおり、県から提示された標準税率は引上げ改定ではありませんでしたが、おかげさまでここまで安定的に財政運営ができていることから基金などを活用することで、税率については現行を維持することができるのではないかとということで、委員会に諮問をいたしまして、その旨で答申をいただきましたので、今回、条例案としては提案をしておりません。国保税については、令和7年度は据置きということであることも申し添えたいと思います。

次に、議案第22号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計予算であります。

令和7年度歳入歳出予算総額は、前年度より1,876万8千円増加し、1億7,764万円となります。

この予算は、佐賀県後期高齢者医療広域連合の試算により、被保険者約1,500名の方から徴収する保険料と低所得者の保険料軽減分の保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付するための予算となっております。

最後になります。

議案第23号 令和7年度江北町下水道事業会計予算であります。

令和7年度の収益的収支は、下水道使用料、他会計補助金等による事業収益として6億1,355万8千円、維持管理費や減価償却費等に係る費用として6億1,182万円を計上しております。

資本的収支については、国庫補助金や、企業債等を財源とした収入として2億6,090万円、施設の建設改良や、企業債の償還等に必要の支出として4億4,653万4千円を計上しております。

資本的支出額に対し、不足する資本的収入額1億8,563万4千円は、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

なお、主な建設改良事業は、公共下水道施設ストックマネジメント事業の機械、電気設備改築工事であります。

以上が本議会に提案をした議案でありますけれども、本議会は3月議会ということで、恐

らく当初予算については予算特別委員会が設置されるであろうというふうに思っておりますし、議会の冒頭で教育長のほうからも所信を表明してもらいましたけれども、教育課題に対する取組については集中審議をしていただくために特別委員会も開催していただくやに聞いております。途中、例えば、卒業式などがあり、会期そのものは大変長丁場になりますけれども、ぜひ充実した議論ができればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時1分 散会